

議案第 1 号 北見市社会福祉審議会会長の選任について

当会会長であった渡部 眞一 氏（選出区分：社会福祉関係機関の代表、選出団体：社会福祉法人北見市社会福祉協議会）が、令和 3 年 7 月 21 日をもって委嘱された時における当該身分を失ったため、委員を辞したものとみなし（北見市社会福祉審議会条例（以下「条例」とします。）第 4 条第 3 項）、後任者の推薦を依頼したところ、五十嵐 俊啓 氏の推薦があったため、令和 3 年 9 月 17 日付で新委員として委嘱したところです。

当会会長の選任にあたっては、委員の互選により定めること（条例第 5 条）としており、信田副会長より、後任者である五十嵐 俊啓 氏の推薦がありましたことから、五十嵐 俊啓 氏を会長に選任することについてお諮りいたします。

別紙 1 により、承認又は不承認の意思をお示しください。

報告第 1 号 北見市社会福祉審議会条例及び北見市社会福祉審議会
 条例施行規則の一部改正について

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、北見市ではイベントや会議等の自粛を求めており、可能な限り書面会議とするよう通達があったところですが、従前の条例では書面会議の規定がなかったことから、条例及び北見市社会福祉審議会条例施行規則（以下「規則」とします。）の改正を行ったものです。

改正箇所については、下記「新旧対照表」のとおりです。

北見市社会福祉審議会条例新旧対照表

現 行	改 正
(組織) 第 3 条 (略)	(組織) 第 3 条 (略)
2 委員は、次に掲げる <u>もの</u> のうちから市長が委嘱する。	2 委員は、次に掲げる <u>者</u> のうちから市長が委嘱する。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(新設)	3 <u>特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。</u>
(新設)	4 <u>臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u>
(委員の任期)	(1) <u>社会福祉事業に従事する者</u>
第 4 条 (略)	(2) <u>学識経験者</u>
(新設)	(委員の任期)
	第 4 条 (略)
	2 <u>臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。</u>

<p>2 <u>委員が委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(会議)</p> <p><u>第6条 審議会は、会長が招集する。</u></p> <p>2 <u>審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。</u></p> <p>3 <u>会長は、会議の議長となる。</u></p> <p>4 <u>議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</u></p> <p>(部会の設置等)</p> <p><u>第7条 会長は、諮問事項を専門的に調査研究する必要があると認めた場合は、審議会に部会を設けることができる。</u></p> <p>2 <u>部会の委員は、会長が審議会の委員の中から必要に応じ指名する。</u></p> <p>3 <u>部会に部会長を置き、部会長は、部会委員の互選により定める。</u></p> <p>4 <u>部会長は、審議の結果を会長に報告するものとする。</u></p> <p>5 <u>部会の会議は、前条の規定を準用する。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条 この条例に定めるもののほか、審議会_____に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p>	<p>3 <u>委員(臨時委員を含む。この項及び次項において同じ。)</u>が委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。</p> <p>4 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営</u>に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>
--	--

北見市社会福祉審議会条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、北見市社会福祉審議会条例(平成18年北見市条例第74号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(臨時委員)</p> <p>第2条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、北見市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に臨時委員を置くことができる。</p> <p>2 臨時委員は、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。</p> <p>4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開く場合には、条例第6条及び第7条の規定の適用については、委員とみなす。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、北見市社会福祉審議会条例(平成18年条例第74号_____)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第2条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる審議会は、市長が招集する。</p> <p>2 会長は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。)の総数の4分の1以上が審議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。</p> <p>3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。この場合において、会長が必要があると認めるときは、委員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議に出席することができる。</p> <p>4 会議の議長は、会長が務める。</p> <p>5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。</p> <p>7 会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。</p>

<p>(会議の招集) <u>第3条 会長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。</u></p> <p>(会議の公開) <u>第4条 会議は、これを公開する。ただし、審議会の決議により非公開とすることができる。</u></p> <p>(意見の聴取等) <u>第5条 会長が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>(補則) <u>第6条 (略)</u></p>	<p><u>第4条 審議会の庶務は、保健福祉部に</u> <u>いて処理する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(補則) <u>第5条 (略)</u></p>
---	--

【改正後条例】

○北見市社会福祉審議会条例

(平成 18 年 3 月 5 日条例第 74 号)

改正 平成 26 年 12 月 18 日条例第 32 号 令和 3 年 6 月 21 日条例第 94 号

(設置)

第 1 条 本市における社会福祉に関する基本的共通事項を審議するため、北見市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、社会福祉の諸施策に関する事項について調査審議し、又は意見を具申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉施設及び社会福祉関係機関の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による者

3 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業に従事する者
- (2) 学識経験者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

3 委員(臨時委員を含む。この項及び次項において同じ。)が委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

4 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年3月5日から施行する。

附 則(平成26年12月18日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年6月21日条例第94号)

この条例は、公布の日から施行する。

【改正後規則】

○北見市社会福祉審議会条例施行規則

(平成 18 年 5 月 16 日規則第 248 号)

改正 令和 3 年 6 月 21 日規則第 103 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北見市社会福祉審議会条例(平成 18 年条例第 74 号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる審議会は、市長が招集する。

2 会長は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。)の総数の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。この場合において、会長が必要があると認めるときは、委員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議に出席することができる。

4 会議の議長は、会長が務める。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

7 会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。

8 会長は、次に掲げるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問う方法(第 10 項において「書面会議」という。)をもって、会議に代えることができる。

(1) 緊急の必要があり審議会を招集するいとまがないとき。

(2) 災害その他の理由により、審議会を招集することが適当でないとき。

(3) 会議の目的が審議を要しないものであるとき。

9 第 3 項前段及び第 4 項から第 6 項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第 3 項前段中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

10 会長は、書面会議を行ったときは、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(部会)

第3条 会長は、諮問事項を専門的に調査研究する必要があると認めた場合は、審議会に部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が審議会の委員の中から必要に応じ指名する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会委員の互選により定める。

4 部会長は、審議の結果を会長に報告するものとする。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年5月24日から施行する。

附 則(令和3年6月21日規則第103号)

この規則は、公布の日から施行する。